

中国税務速報

2024年5月17日

1. 「税務委員会公告 2024 年第 2 号」 国務院関税税則委員会による『中華人民共和国関税法』の附則である『中華人民共和国輸出入税則』の公布に関する通知

4月26日、中国政府公式サイトにおいて『中華人民共和国関税法』（以下、「関税法」と略称する）が公布され、全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会の関係責任者が関税法に関する問題を解釈した。関税法は7章72条からなり、主な内容は以下のとおりである。

- 1、関税業務のより健全な管理体制を確立する。
- 2、関税の適用範囲を明確化する。関税の納税者は輸入貨物の荷受人、輸出貨物の荷送人、輸入貨物の運送人または受取人である。越境電子取引の発展に対応するため、関連分野の源泉徴収義務者についても明確な規定を定めた。
- 3、関税税目と税率の設定、調整及び実施について規定を定めた。
- 4、課税額、税制優遇措置及び特別な場合における関税徴収制度を改善する。
- 5、国際的なハイレベルの経済・貿易ルールと連携し、関税徴収管理システムを改善する。
- 6、関税対応措置を強化する。

https://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202404/t20240426_3933656.htm

2. 「財政部 税務総局通知 2024 年第 2 号」 上場会社の株式優遇措置に係る個人所得税の政策に関する通知

4月26日、財政部公式サイトで、『上場会社の株式優遇措置に係る個人所得税の政策に関する通知』（財政部税務総局通知 2024 年第 2 号）が公布された。当通知は 2024 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までを有効期限とする。

- 1、国内上場企業が個人に付与するストック・オプション、譲渡制限株式、株式報酬については、主管税務当局に届け出た後、個人がストック・オプションの権利を行使した日から、譲渡制限株式の制限が解除された日から、または株式報酬を取得した日から、36 カ月以内に個人所得税を納付するように規定している。この期間内に納税者が離職した場合は、離職前に全額の税金を納付する必要がある。
- 2、国内上場企業は上海証券取引所、深圳証券取引所、北京証券取引所に上場している株式会社を指す。
- 3、財税「2026」101 号第 2 条第（一）項と財税「2022」16 号を同時に廃止する。

http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202404/t20240426_3933655.htm

3. 「商消費函「2024」75号」商務部、財政部等7部門による『中古車を新車に交換する場合の自動車補助金に関する実施規則』の公布に関する通知

「商消費発「2024年58号」を着実に進めるために、商務部など7部門は最近、『中古車を新車に交換する場合の自動車補助金に関する実施規則』（以下、「実施規則」と略称する）を公布した。当規則は2024年4月24日から施行する。

1、『実施規則』は5章15条からなり、補助に関する範囲、基準、申告、審査、支給、及び補助金の管理、監督などに関する規定を定めている。

2、個人消費者が排出基準Ⅲ及びそれ以下の排出基準の燃料乗用車または登録新エネルギー乗用車を廃車し、かつ、『車両購入税を減免する新エネルギー自動車車両カタログ』に掲載された新エネルギー乗用車、または2.0リットル以下の排気量の燃料乗用車を購入した場合、一時的な定額補助金が支給される。

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102424/c5223351/content.html>